

## 看護小規模多機能型居宅介護サービス 重要事項説明書

あなたに対する指定地域密着型看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 事業者名   | 医療法人 厚生会                         |
| 事業所所在地 | 福井県福井市下六条町201番地                  |
| 代表者名   | 理事長 林 譲也                         |
| 電話番号   | 電話 0776-41-3377 FAX 0776-41-3372 |

### 2. 事業の目的

|        |   |
|--------|---|
| 事業の目的  | 要介護状態にあるもの（以下「要介護者」という）に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図る為、適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供します。   |
| 事業運営方針 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 医療法人厚生会が実施する指定看護小規模多機能型居宅介護の従事者は、要介護者について、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、要介護者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、妥当かつ適切なサービスの提供に努めます。</li><li>2. 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、目標を設定し計画的に行います。</li><li>3. 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</li></ol> |

### 3. サービス提供事業所

|  |   |
|--|---|
| 指定番号                                     | 1890500158  |
| 事業所名称                                    | 看護小規模多機能型居宅介護あつたかホームさくら   |
| 区分                                       | 看護小規模多機能型居宅介護   |
| 事業所所在地                                   | 大野市中津川32-33   |
| 受付電話番号                                   | 電話 0779-69-7236 FAX 0779-69-7091  |
| 事業実施地域                                   | 大野市   |
| 営業日                                      | 日曜日から土曜日  |
| 営業時間<br>(受け入れ可能時間)<br>サービス提供時間<br>延長対応時間 | 0時から24時とする。<br>・ 通いサービス 午前8時30分から午後5時00分までとする。<br>・ 訪問サービス 0時から24時とする。<br>・ 宿泊サービス 午後5時00分から午前8時30分までとする。 |
| 定員                                       | 登録定員29人<br>通いサービスの利用定員12人（月曜日から土曜日）6人（日曜日）<br>宿泊サービスの利用定員2人   |

#### 4. 看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容

実施する指定看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切なサービスの提供を行うものとし、おもに次の通りとします。

- (1) 日常生活上の援助、日常生活動作能力に応じて必要な援助を行う
- (2) 健康状態の確認
- (3) 心身機能の維持向上及び機能低下防止の為の訓練並びに心身の活性化を図る為の各種サービス
- (4) 訪問看護指示書に基づく診療の補助
- (5) 口腔機能改善のためのサービス
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス
- (9) 短期間の宿泊サービス
- (10) 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及び実施状況の継続的な把握と評価
- (11) 介護認定の申請に係る援助
- (12) 相談、助言等に関すること
- (13) 利用者及び家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言
- (14) 運営推進会議の開催

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の協力の下で作成した看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、下記Aを目的としてBの援助を行います。看護小規模多機能型居宅介護計画の主要な事項について利用者又はその家族等に説明し、同意を得たうえで看護小規模多機能型居宅介護計画書を交付し、適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供します。

##### A 目的

- ① 要介護状態の高齢者の生活支援
- ② 記憶障害や見当識障害などの知的機能のケア
- ③ 寝たきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ 在宅医療の補助、並びに診療の補助。

##### B 援助

- ① 買い物・園芸・家事調理など日常生活に即した取り組み
- ② 季節に応じた行事や活動を提供することによって、生活感や季節感を体験する

5. 事業所の職員体制

|                            |               |                          |   |
|----------------------------|---------------|--------------------------|---|
| 管 理 者                      |               | 常勤兼務：看護師                 |   |
| 従<br>業<br>員<br>の<br>員<br>数 | 看 護 職 員       | 常勤兼務：常勤換算 2.5 人以上        |   |
|                            | 介 護 職 員       | 日<br>中                   | 通いサービス：利用者 3 人に対し常勤換算 1 以上<br>※1 以上は看護師 |
|                            |               |                          | 訪問サービス：常勤換算 2 以上<br>※1 以上は看護師           |
|                            |               | 夜<br>間                   | 夜勤：時間帯を通じて常勤換算 1 以上<br>宿泊：必要な数以上        |
|                            | 介 護 支 援 専 門 員 | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 |   |
| 機 能 訓 練 指 導 員              | 常勤兼務：作業療法士    |                          |   |

6. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 介護保険適用の場合   | 介護報酬額の告示上の額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額 |
| 介護保険適用以外の場合 | 介護保険での給付の範囲を超えた場合は利用料の全額が自己負担         |

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接介護給付が行われない場合、全額自己負担となります。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。後日、お住まいの役所窓口へ提出し払い戻しの手続きを行って下さい。

(2) 食費 ・朝食：470円 昼食：620円（おやつ代込み）

特別食（ムース食）：728円（おやつ代込み） 夕食：620円

(3) 宿泊費 2,040円

(4) レクリエーション費・教材費 ・実費（活動内容によって異なります）

(5) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気等、及び日常生活においても通常必要な物にかかる費用で、利用者又はその家族等が負担する事が適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

(6) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、以下のキャンセル料を頂きます。

|                |         |
|----------------|---------|
| 前日までに連絡がない場合   | 当日自己負担額 |
| 入院等やむを得ない事情の場合 | 不要      |

前項の費用にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ます。

7. 苦情申立窓口・虐待防止窓口

| 窓口                          | 方法  | 申立時間帯   |
|-----------------------------|---|---|
| 看護小規模多機能型居宅介護<br>あったかホームさくら | 電話 0779-69-7236<br>e-mail :<br>sakura@koseikaigroup.jp<br>面接 事業所相談室 | 月曜日から金曜日<br>午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分<br>担当者：管理者 内田 |
| 大野市役所健康長寿課                  | 電話（代表）0779-65-7333  | 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分                        |
| 福井県運営適正化委員会                 | 電話 0776-24-2347   | 平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分                        |
| 福井県国民健康保険団体連合会              | 電話 0776-57-1614   | 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分                        |

看護小規模多機能型居宅介護あつたかホームさくら対するご相談・苦情及び提供しているサービス内容についての相談・苦情を承ります。苦情処理は中立性・公平性を重んじ、内容確認・分析を行い、利用者・市町・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・主治医・国保連等関係諸機関と速やかに連携をとり、問題解決に向けて対処します。

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情内容について、利用者及び家族等より詳細に聞き取り調査をする。
- ② 苦情窓口担当者から管理者へ詳細を報告する。
- ③ 当事業所職員より状況を把握し、改善策を作る。
- ④ 利用者、家族等に対して状況や今後の改善策を説明し了解を得る。
- ⑤ 市町に速やかに、報告・相談を行う。
- ⑥ 問題解決に向けて市町の指示に従い対処する。
- ⑦ 対処後の結果等を市町に報告する。
- ⑧ これらの期間最長1週間とする。

(2) その他参考事項

利用者が申立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いを受けることはありません。

## 8. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |        |
|-------------|--------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 内田 |
|-------------|--------|

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施します。

## 9. 秘密保守及び個人情報の保護

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この情報を保守する義務は契約終了後も継続します。また、事業者は事業者の使用する者が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含め遵守させます。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 当事業所は、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を第三者に提供します。
  - ① 要介護認定調査及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の内容について関係する都道府県、市町附属関係及びその委託を受けた機関が情報や報告を求めた場合。
  - ② 主治医等が看護小規模多機能型居宅介護計画の内容について情報や報告を求めた場合。
  - ③ 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・居宅サービス事業者・介護保険施設等の関係人が、サービス担当者会議等においてサービス提供上情報を用いる必要がある場合。
  - ④ 利用者の急激な体調の変化等により、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供の必要性がある場合。
  - ⑤ 高齢者虐待防止法に基づいて、高齢者虐待事例についての関係機関への情報提供など、高齢者の保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合。

1 0. サービス利用にあたっての留意事項

事業所は、ご利用者の貴重品類の管理・保管を行いません。ご利用者が管理される貴重品類の紛失については、事業所は責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1 1. 緊急時等における対応方法

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスのサービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医等、緊急連絡先（ご家族等）、居宅支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

|                 |         |       |      |       |
|-----------------|---------|-------|------|-------|
| 主治医             | 氏名      |       | 病医院名 |       |
|                 | 電話      | ( ) - | FAX  | ( ) - |
|                 | 住所      |       |      |       |
| ご家族等<br>(第一通報先) | 氏名      |       |      |       |
|                 | 電話      | ( ) - | 携帯   | ( ) - |
|                 | メール     |       |      |       |
|                 | 住所      |       |      |       |
|                 | 利用者との関係 |       |      |       |
| ご家族等<br>(第二通報先) | 氏名      |       |      |       |
|                 | 電話      | ( ) - | 携帯   | ( ) - |
|                 | 住所      |       |      |       |
|                 | 利用者との関係 |       |      |       |

1 2. 非常災害対策

事業所は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 事業所に防火管理者および火元責任者を置く。
- (2) 調理器具及び暖房器具等の使用時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育を実施する。
- (6) 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) 年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。

1 3. 事故発生時の対応

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスのサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の主治医等、緊急連絡先（ご家族等）、市町、居宅支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

事業者又は従業員の責に帰すべき事由により利用者又はその家族等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。尚、日常生活でも起こりうる転倒等につきましては、これを除外します。当事業所は指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供時の事故に備えて、損害保険制度に加入しています。上記の損害賠償は、この損害保険制度が認定する範囲内で賠償します。

14. 第三者による評価の実施状況

|               |       |        |             |
|---------------|-------|--------|-------------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1. あり | 実施日    |             |
|               |       | 評価機関名称 |             |
|               |       | 結果の開示  | 1. あり 2. なし |
|               | ②.なし  |        |             |

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住 所 福井市下六条町201番地  
 名 称 医 療 法 人 厚 生 会  
 代 表 者 理 事 長 林 讓 也 印

事業所 住 所 大野市中津川32-33  
 名 称 医 療 法 人 厚 生 会  
 看護小規模多機能型居宅介護あつたかホームさくら

説 明 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定看護小規模多機能型居宅介護サービスについての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_  
 (利用者代理人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係 \_\_\_\_\_

極 度 額 60万円